

代検査（質量計）届出の手引

八王子市消費生活センター

代 検 査 （ 質 量 計 ） 届 出 手 続 き に つ い て

作成日 平成27年4月1日

改訂日 令和 6年4月1日

計量士が新たに八王子市内において、計量法第25条第1項に定める業務（定期検査に代わる計量士による検査）（以下「代検査」という。）を行おうとするときの届出等に関する取扱いは次のとおりです。

1 新規の届出

(1) 届出書の提出

新たに「代検査」を行おうとする方は、(2)の書類を提出してください。

(2) 提出書類及び部数

ア 代検査業務届出書（様式1）・・・・・・・・・・ 正本、副本各1通

イ 添付書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通

添付書類

(ア) 計量士登録証の写し

(イ) 検査に使用する基準器成績書の写し

(ウ) 基準器等を貸借する場合にあっては、貸借契約書等の写し

(エ) 実用基準分銅を使用して「代検査」を行う場合にあっては、質量標準管理マニュアル
（他機関で承認を得ている場合は、承認書の写しも添付）

(オ) 車両等を置換して「代検査」を行う場合にあっては、車両等の管理方法
（他機関で承認を得ている場合は、承認書の写しも添付）

(カ) 定期検査済証印（合格シール）の見本

(キ) 合格条件に適合しなかった旨を識別するもの（不適合シール等）の見本

(3) 受理

届出書の記載事項及び添付書類の確認を行い、適正と認めた場合は、届出書の副本に収受印を付し、その副本を手交して届出の受理とします。

2 変更の届出

(1) 届出書の提出

届出が受理された後に、届出書又は添付書類に変更があったときは、(2)の書類を提出してください。

ただし、質量標準管理マニュアル及び車両等の管理方法についての承認された事項の変更については、別に定めた質量標準管理マニュアル変更届によります。

(2) 提出書類及び部数

ア 届出書記載事項変更届（様式2）・・・・・・・・・・正本、副本各1通

イ 添付書類（変更内容を証する書面）・・・・・・・・・・1通

添付書類（変更内容を証する書類）

（ア）届出者の住所、氏名の変更・・・・・・・・・・住民票等、確認ができるもの

（イ）基準器の更新及び追加・・・・・・・・・・該当する基準器成績書の写し

（ウ）基準器等の貸借契約書の変更・・・・・・・・・・変更した貸借契約書

(3) 届出書の変更届の記載事項及び添付書類の確認を行い、適正と認められた場合は、変更届出書の副本に収受印を付し、その副本を手交して変更届の受理とします。

3 廃止の届出

(1) 届出書の提出

代検査業務の届出に係る事業を廃止したときは、(2)の書類を提出してください。

(2) 提出書類及び部数

事業廃止届出書（様式第3）・・・・・・・・・・1通

4 代検査の届出

「代検査の届出」を事業者に代わって行う場合は、定期検査実施期日までに届け出てください。

5 不適合計量器の取扱い

(1) 代検査の結果、合格条件に適合しなかった場合（以下「不適合」という。）は、シール等により不適合であることを明示し、早急に修理を行うよう受検事業者に対して指導してください。

(2) 不適合となった場合には、帳簿等に記載し、その後の処理経過について追跡を行い、再度改善を求めてください。

(3) 再度の改善にも応じなかった場合は、不適合計量器通知書（様式4）により報告していただくとともに、受検事業者に対し、不適合計量器処理報告書（様式5）を2ヶ月以内に八王子市消費生活センターに提出するよう指導してください。

6 提出先・お問い合わせ先

〒192-0082 八王子市東町 5-6 クリエイトホール地下1階

八王子市 市民部 消費生活センター

電話 042-631-5456 FAX042-643-0025

【様式1】

代 検 査 業 務 届 出 書

年 月 日

八王子市長 殿

届出者 住 所
氏 名
電話番号

下記により、八王子市内において計量法第25条第1項の定期検査に代わる計量士による検査の業務を行いたいので、届け出ます。

記

- 1 事業所の名称及び所在地（事業所がない場合は住所）

- 2 計量士氏名

- 3 検査を行う特定計量器の種類

- 4 添付書類
 - (1) 計量士登録証の写し
 - (2) 検査に使用する基準器成績書の写し
 - (3) 基準器等の賃貸契約書の写し
 - (4) 実用基準分銅を使用して「代検査」を行う場合にあっては、質量標準管理マニュアル（他機関で承認を得ている場合は、承認書の写しも添付）
 - (5) 車両等を置換して「代検査」を行う場合にあっては、車両等の管理方法（他機関で承認を得ている場合は、承認書の写しも添付）
 - (6) 定期検査済証印(合格シール)の見本
 - (7) 合格条件に適合しなかった旨を識別するもの(不適合シール等)の見本

【様式2】

届出書記載事項変更届

年 月 日

八王子市長 殿

計量士 住 所
氏 名
電話番号

下記のとおり、検査業務届出書の記載事項に変更があったので届け出ます。

記

1 変更になった事項

(1) 新

(2) 旧

【様式3】

事業廃止届出書

年 月 日

八王子市長 殿

計量士 住 所
氏 名
電話番号

下記のとおり、計量法第25条第1項の検査業務を 年 月 日に廃止したの
で届け出ます。

記

1 事業所の名称及び所在地（事業所がない場合は住所）

2 届出をした年月日 年 月 日

3 計量士氏名

【様式4】

不適合計量器通知書

年 月 日

八王子市長 殿

計量士 住 所
氏 名
電話番号

下記の事業所において、定期検査の合格基準に適合しないものがあり、再度の改善指導にも応じないためここに報告します。

記

1 代検査事業所の名称及び所在地

事業所名
所在地
連絡先
担当者

2 代検査日

年 月 日

3 不適合計量器

種 類	能力（ひょう量／目量）	製 造 番 号

4 改善指導の経過

【様式5】

不適合計量器処理報告書

年 月 日

八王子市長 殿

報告者 住 所
氏 名
(名称及び代表者の氏名)
電話番号

この度、下記の事業所において代検査（定期検査）の結果、合格基準に適合しない計量器があり、計量士から改善指導を受けました。

つきましては、下記のとおり処理しましたので報告します。

記

- 1 代検査事業所の名称所在地
事業所名
所在地
連絡先
担当者

- 2 代検査日 年 月 日

- 3 不適合計量器及び処理結果

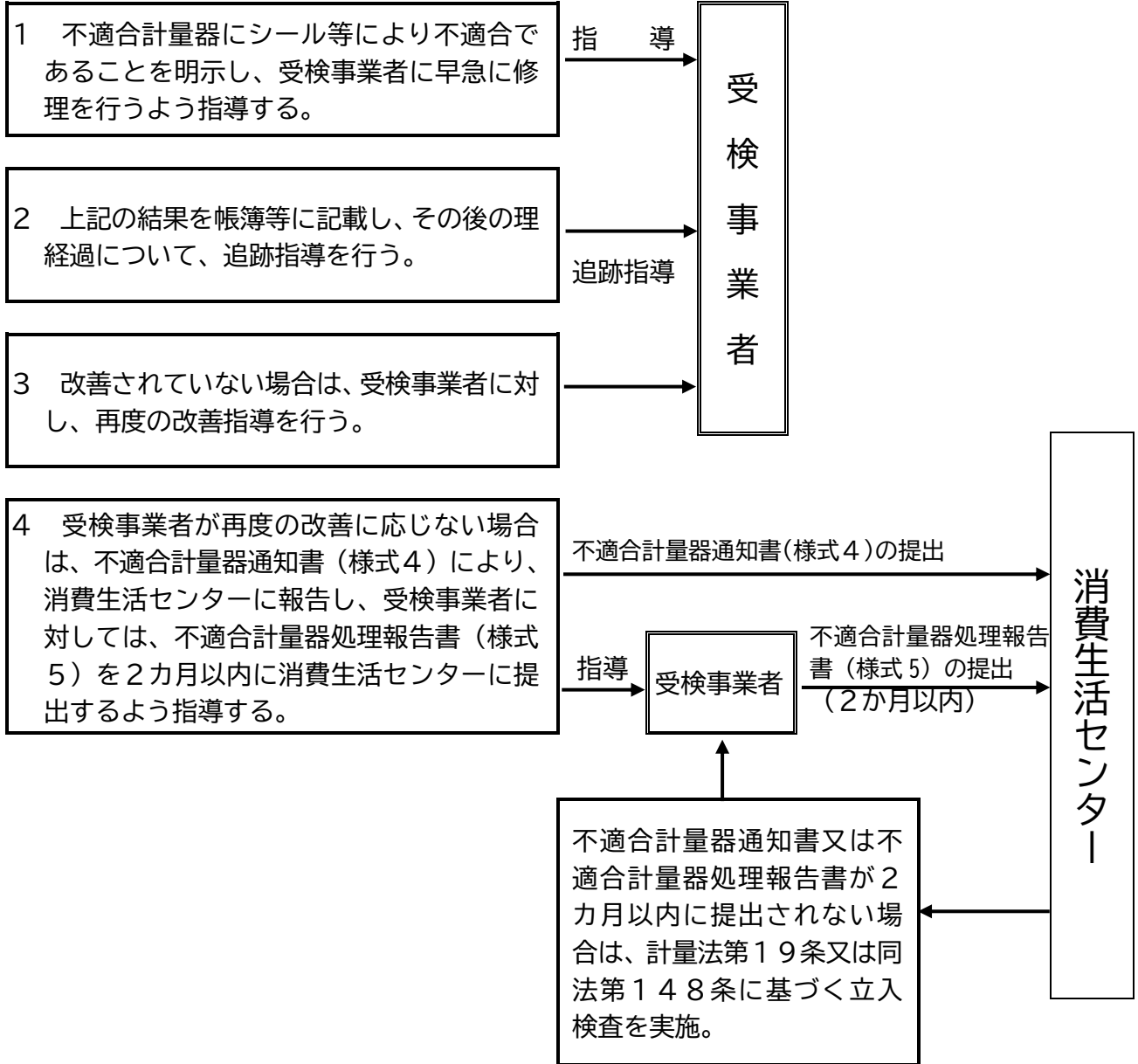
種 類	能力 (ひょう量/目量)	製造番号	処理結果 (該当する項目に○をつけて下さい。)
			1. 「はかり」を修理する。 (修理依頼先) 2. 「はかり」を廃棄する。 3. 「はかり」を廃棄して新たに 購入する。 4. その他 ()
			1. 「はかり」を修理する。 (修理依頼先) 2. 「はかり」を廃棄する。 3. 「はかり」を廃棄して新たに 購入する。 4. その他 ()

※ この処理報告書は 年 月 日までに 八王子市消費生活センター

(〒192-0082 八王子市東町5-6クリエイトホール地下1階 TEL042-631-5456)に送付してください。

不適合計量器の措置フロー

〔計量士〕



代検査業務届出書の変更事項に関する手続き

I. 様式1「代検査業務届出書」の「記載事項」関係

No.	変更事項（内容）	変更手続きの方法
1	「1の事業所の名称（氏名）及び所在地（住所）」を変更したとき	様式2「届出書記載事項変更届」に変更内容を確認できる書類を添えて提出してください
2	「3の検査を行う特定計量器の種類」を変更したとき	様式2「届出書記載事項変更届」を提出してください

II. 様式1「代検査業務届出書」の「添付書類」関係

No.	変更事項（内容）	変更手続きの方法
1	「自己所有の基準器」の有効期限を更新したとき	様式2「届出書記載事項変更届」に更新した基準器の「基準器成績書の写し」を添えて提出してください
2	「自己所有の基準器」の種類、数量を変更したとき	様式2「届出書記載事項変更届」に更新した基準器の「基準器成績書の写し」を添えて提出してください
3	「借用の基準器」の有効期限が更新されたとき	変更手続きは必要ありません（自己で管理してください）
4	「借用の基準器」の種類、数量を変更したとき	様式2「届出書記載事項変更届」に更新した基準器の「基準器成績書の写し」を添えて提出してください
5	「基準器等の貸借契約書」の内容等に変更がなく、単に契約更新をしたとき	変更手続きは必要ありません（自己で管理してください）
6	「基準器等の貸借契約書」の内容または貸借契約者を変更したとき	様式2「届出書記載事項変更届」に新しい「基準器等の貸借契約書の写し」を添えて提出してください

III. 「質量標準管理マニュアル（車両等の管理方法を含む）」関係

変更事項（内容）	変更手続きの方法
「質量標準管理マニュアル（車両等の管理方法を含む）」の承認に係わる次の事項を変更したとき 1 マニュアルに係る設備 2 調整等の方法	「質量標準管理マニュアル変更届」を提出してください

IV. 定期検査済証印等（代検査に準用）関係

変更事項（内容）	変更手続きの方法
「合格シール」、「不適合シール」を変更したとき	変更手続きは必要ありません 但し、参考（見本）として保管するので変更後のシールを提出してください

《参考》 「基準器等の貸借契約書」の記入方法

基準器等の貸借契約書

種類	型式又は能力	個数	器物番号
2級基準分銅			
2級基準分銅			
3級基準分銅			
3級基準分銅			
用途			
貸し主			
借り主			
貸借契約期間	年 月 日～ 年 月 日 ただし、双方により別段の意思表示無きときは1年ずつ継続するものとする。		

頭書の貸し主を甲とし、借り主を乙として、甲、乙間に上記のとおり実用基準分銅の貸借に関する契約を締結する。

この契約の証として契約書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、甲、乙が各1通を保有する。

年 月 日

甲 住所
名称

印

乙 住所
氏名

印

《参考》 様式第16 「届出書」の記入方法 特定計量器検定検査規則 様式第16（第59条関係）
定期検査の場合：(注) 提出時は第25条第1項を使用する

定期検査に代わる計量士による検査を行った旨の届出書

年 月 日

八王子市長 殿

特定計量器 住 所
の使用者 氏 名（名称及び代表者の氏名）

計量法第25条第1項（~~第120条第1項~~）の検査を 年 月 日に受けましたので証明書を添えて届け出ます。

- 1 特定計量器の種類及び数
- 2 特定計量器の所在の場所

《参考》 様式第17 「証明書」の記入方法 特定計量器検定検査規則 様式第17（第60条関係）
定期検査の場合：(注) 提出時は第23条を使用する

証 明 書

年 月 日

特定計量器 住 所
の使用者 氏 名（名称及び代表者の氏名）殿

計量法第23条（~~第118条~~）の規定に従って検査を行い、ここに合格と認めます。

- 1 検査を行った特定計量器の種類
- 2 検査を行った年月日
- 3 検査を行った場所

年 月 日

計量士 住 所
氏 名
登録番号

